

地域密着型（介護予防）サービス事業所における運営推進会議（介護・医療連携推進会議）
について

1 概要

運営推進会議（介護・医療連携推進会議）は、地域密着型（介護予防）サービス事業所が、利用者、市町又は地域包括支援センター職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービスの内容等を明らかにし、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質を確保することを目的として設置するものです。

事業所は、運営推進会議（介護・医療連携推進会議）を開催し、活動報告を行うとともに、要望や助言を聴く機会を設けなければなりません。

2 対象事業所及び開催頻度

○運営推進会議

サービス種別	開催頻度	根拠法令
地域密着型通所介護	おおむね 6月に1回以上	指定地域密着型（介護予防）サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第34条（第39条）
（介護予防）認知症対応型通所介護		
（介護予防）小規模多機能型居宅介護	おおむね 2月に1回以上	
看護小規模多機能型居宅介護		
（介護予防）認知症対応型共同生活介護		
地域密着型特定施設入居者生活介護		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		

○介護・医療連携推進会議

サービス種別	開催頻度	根拠法令
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	おおむね 6月に1回以上	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37

3 構成員

- 利用者や利用者家族
- 地域住民の代表（※1）
- 当該サービスに知見を有する者（※2）
- 市町又は地域包括支援センターの職員

※1：民生委員や町内会役員、老人クラブの代表者等

※2：他法人の介護事業所の管理者、高齢者福祉事業や認知症ケアに携わっている方等、客観的、専門的な立場から意見を述べる事が出来る者

4 会議内容

サービスの提供状況を報告し、参加者から評価を受けるとともに、必要な要望・助言等を聞く機会としてください。主な議題については、以下を参考にしてください。

- サービスの提供内容や定例行事の実施報告
- 利用者の構成（利用者数、年齢、要介護度等）
- 事故・ヒヤリハット報告
- 非常災害対策の取組み（避難訓練の実施等）
- 地域連携の取組み（地域行事への参加、ボランティアの受入れ等）

5 開催までの流れ

①構成員の選定

利用者等に趣旨を説明し、構成を決める。

②日程調整

開催日や会場、議題を決め、開催通知を送付する。

③会議の開催

6 議事録の作成、公表及び市町への報告

会議の開催後は、議事録を作成し、事業所内での掲示やホームページへの掲載等により公表してください。併せて、知多北部広域連合及び市町介護保険担当課へ会議内容を報告してください。